

第8章 文化芸術活動、スポーツにおける共生

趣旨

障害の有無にかかわらず、地域で安全に安心して暮らしていくことができるよう、文化芸術活動やスポーツを通じ、生活のゆとりと生きがいづくりの実現を目指します。

施策の展開

1 文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション活動への参加

- ① 身近な地域での生涯学習の機会を充実します。
- ② 図書館サービスの充実に努めます。
- ③ 芸術文化に触れる機会を支援します。
- ④ 文化発表や作品展等の開催を支援します。
- ⑤ スポーツやレクリエーション活動を支援します。
- ⑥ 施設のバリアフリー化を推進します。

1 文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション活動への参加

(1) 現状・課題（社会的障壁）

障害のある人が、文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションを行うことは、生活にゆとりやうるおいが得られるだけでなく、思わぬ能力が引き出されたり、才能が開花したりすることもあります。

また、地域住民や同じ関心を持った人同士の交流の輪が広がることで、社会参加や地域社会での共生にもつながります。

本市では、文化会館、学習センター、市民工房うるわしななどの文化施設や総合運動公園体育館のほか、地区公民館等で文化芸術に触れる様々なイベントや講座、スポーツ教室などが開催されていますが、障害のある人も気軽に参加し、体験できる環境整備が求められています。

(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
① 身近な地域での生涯学習の機会を充実します。	○ 地区公民館等身近な地域において、障害のある人と障害のない人が共に生涯学習に取組めるよう、各種講座等の情報提供、相談体制、受入れ体制等の整備に努めます。
② 図書館サービスの充実に努めます。	○ 聴覚に障害のある人を対象とした「手とおはなしの会」等の活動の場の確保等に努めます。 ○ 点字図書、録音図書、大型活字本等の充実や、対面朗読サービス、図書宅配サービスなどの拡充に努めます。

③芸術文化に触れる機会を支援します。	○文化施設などにおける展示は、障害のある人の視点で、鑑賞しやすい展示方法や配置に努めます。 ○学芸員の拡充や文化講演等における手話通訳士等の配置に努めます。
④文化発表や作品展等の開催を支援します。	○身近で芸術文化に触れることができるように、巡回展の開催や地域での俳句等の文化講座を引き続き開催します。 ○障害のある人の芸術文化活動の機会の拡充や、作品展等の開催を支援します。 ○文化・芸術活動の場に、障害のある人が参加しやすい環境づくりを推進します。
⑤スポーツやレクリエーション活動を支援します。	○県障害者スポーツ大会の参加支援や、ふれあいスポーツ大会の開催等を通じ、スポーツに親しむ場を設けます。 ○身近な地域でスポーツやレクリエーションを楽しむための情報提供や機会を設けます。 ○競技するスポーツを推進します。
⑥施設のバリアフリー化を推進します。	○スポーツ施設や文化・生涯学習施設の改修や整備において、バリアフリー対応のトイレやエレベーターの設置など、障害のある人が使いやすい施設整備に努めます。